

申請には事前相談が必須です
事前相談締切日 令和6年5月9日（木）

推進品目に
「牛肉」が
加わりました！

大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金 募集要領（前期）

飲食、総菜、菓子、パン等の中食・外食店舗での**大分市産農林水産物を活用した催事開催を支援**します！

事業イメージ



「催事例」

- ・市産にらを使った「にら豚フェア」
- ・市産ベリーツを使った「ベリーツフェア」
- ・戸次ごぼうを使った「戸次ごぼうフェア」
- ・市産いちじくを使った「大分いちじくフェア」
- ・おおいた香り野菜（大葉、みつば、せり、パセリ）を使った「おおいた香り野菜フェア」 等

- 募集（事前相談）期間 **令和6年4月1日（月）～5月9日（木）**
- 書類提出締切 **令和6年5月16日（木）17時15分必着**
- 提出・問合せ先
大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL：097-537-7025 FAX：097-534-6176
e-mail：nosei3@city.oita.oita.jp

※過去に本補助金の交付を受けた方が、同様の内容で申請する場合は補助の対象となりません

令和6年4月
大分市農林水産部 農政課

1. 事業の目的

中食・外食店舗での大分市産農林水産物を活用した催事の開催を支援することで、大分市産農林水産物の活用促進及び魅力発信につなげます。

2. 補助対象事業

中食、外食等に係るサービスを提供する店舗等（以下「店舗等」という。）における催事の開催とし、次に掲げる要件の全てを満たすものに限ります。

- ① 「中食・外食」等活用推進品目（以下「推進品目」という。）を活用するものであること。（「3.」参照）
- ② 不特定多数の消費者を対象とするものであること。
- ③ 常設の店舗等（仮設または臨時の店舗等その他の設置が恒常的でない店舗等を除いた店舗等をいう。）で開催されるものであること。
- ④ その内容が、本市または推進品目の魅力を発信するものであると認められるものであること。
- ⑤ 店休日を含む連続した開催期間が14日以上62日以下のものであること。
- ⑥ 催事が、令和6年7月1日から12月31日の期間に開催されるものであること。

《対象外》

前述の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する催事については、補助の対象としません。

- ① その内容が過去に本補助金の交付を受けた催事と同様であるもの
- ② その内容が公序良俗に反すると認められるもの
- ③ その内容が政治的または宗教的な普及宣伝活動であると認められるもの
- ④ その他補助の対象とすることが適当でないと認められるもの

3. 「中食・外食」等活用推進品目（原則として大分市産の品目に限る。）

農産物	大葉、にら ^{※1} 、みつば、せり、パセリ、かいわれ、ごぼう、いちご、びわ、柿、いちじく、温州みかん、ゆず、甘夏、しいたけ（生、乾）、牛乳 ^{※2} 、牛肉 ^{※3}
水産物	あじ、さば、ぶり、たい、いさき、くろめ、さわら

※1 大分県農業協同組合が取り扱う「大分にら」を含む。

※2 市内で製乳（製品化）されたものであること。

※3 「大分県産黒毛和種」の牛肉であること。（「おおいた豊後牛」もしくは「おおいた和牛」）

4. 補助対象者

「2.補助対象事業」を主催者として実施する者（共催で実施する場合は、共催者のうちいずれか一者）とします。

なお、前期募集において、1事業者につき1申請までとします。

《対象外》

前述の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としません。

- ① 市区町村税を滞納している者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ③ 次のいずれかに該当する事業を営み、または営もうとする者
 - ア 公序良俗に反する事業
 - イ その他市長が適当でないと認める事業

5. 補助対象経費・補助率・補助金額

(1) 補助対象経費等

補助対象経費	内 容	補助率	上限額
広報費	新聞、雑誌、インターネット等への広告に要する費用	1/2 以内	300,000 円
委託費	チラシ、ポスター等の印刷物の作成（デザインを含む。）の委託に要する費用		
	ポップ、幟等の販促資材の作成（デザインを含む。）の委託に要する費用		
	食品表示に必要な成分分析、細菌検査等及び食品表示の作成の委託に要する費用 補助対象者が経営していない店舗等で補助対象事業を実施する場合における当該店舗等への当該実施に係る委託に要する費用（この表に掲げる補助対象経費に相当する内容のものに限る。） ※当該内容の領収書は、その内訳書及び受託者の領収書の写しを添付すること。		
その他	上記以外の経費で市長が必要と認めるもの		

(2) 留意事項

- ① 領収書は、宛名に申請者名が記載され、「ただし書き」や「内訳」があるものに限りません。
- ② 補助対象経費を振込む場合は、振込伝票等に加え、請求書も添付してください。
- ③ 催事開催期間中の販売目標金額は、妥当な金額を設定してください。
- ④ 推進品目のうち、「牛肉」を使用する場合は、広告やチラシ等の内容に必ず「大分県産黒毛和種」の牛肉を使っていることがわかる文言を入れてください。（例：「おおいた豊後牛使用」、「おおいた和牛使用」等）
- ⑤ 実績報告の際、事業実績書に記載した催事の広報方法に係る資料を提出してください。
- ⑥ 次に掲げる経費は、補助の対象としません。
 - 補助対象事業に要する経費であると明確に判断し、または区分することができない経費
（例）汎用的（当該催事以外）に使用できる幟やポップ等に係る経費
催事チラシ等のポスティングに係る経費
 - 補助金交付決定日前に発生し、または実績報告書提出日までに支払が完了していない経費
 - 支払金額が証拠書類等によって確認できない経費
 - 国、県その他機関から補助金と同様の趣旨の補助等を受けている経費
 - 社会通念上、著しく高額または不適切と認められる経費
 - その他補助することが適当でないと認められる経費

(3) 補助対象経費の支払い方法

- ① クレジットカードによる支払は補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座の引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品購入も対象外です。リボリング払いの物品購入も対象外です。）
- ② クレジットカードによる支払を行った場合、実績報告時に証拠書類として「領収書」、「クレジットカード利用明細書」、「利用代金が引き落とされた通帳」等の証拠書類の提出が必要となります。
- ③ 補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、回し手形や相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- ④ 決済は法定通貨でお願いします。クーポン、ポイント、金券、商品券の利用等は認められません。
- ⑤ クレジットカード等利用時に付与されたポイントがある場合、対象経費から減算する必要があります。

6. 審査

(1) 審査方法

提出された申請書による書類審査です。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき総合的に審査します。

- ① 催事の内容が推進品目の魅力の発信に効果的、かつ妥当であるか
- ② 催事の名称が本市または推進品目の訴求に効果的であるか
- ③ 推進品目の使用量が多く、かつ推進品目の生産者に対し幅広い波及的効果が見込めるか
- ④ 推進品目の供給体制の見込みが安定的であるか
- ⑤ 催事の広報の手法が効果的であるか
- ⑥ 催事の予算が妥当であるか

7. 審査後の流れ

(1) 審査結果

申請者に審査結果を書面（決定の場合は、補助金交付決定通知書）で通知します。

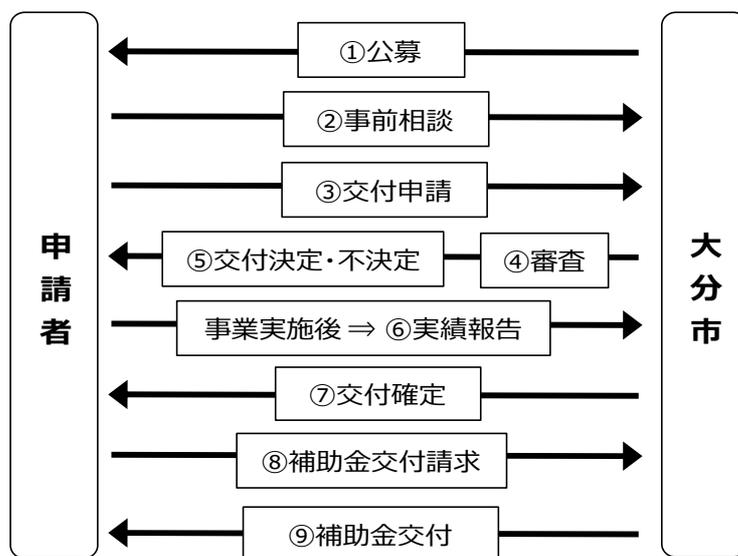
(2) 催事情報の公表

交付決定事業は、その内容（催事名、開催店舗名、開催期間、主催者名等）を大分市ホームページ等において原則公開します。ただし、公表時期が尚早等の理由がある場合は、補助事業者と協議のうえ、適時に公開します。

(3) 交付決定後のスケジュール

- ① 補助事業の実施は、補助金交付決定後となります。なお、交付決定前の事業実施（支払いや契約等）は認められません。
- ② 補助金は精算払いです。（事業実施にかかった経費を一旦、補助対象者にお支払いしていただくこととなります。）

8. 事業のスキーム



9. 提出書類

□補助金交付申請書（様式第1号）

- 添付書類
- 事業計画書（別紙1）
 - 収支予算書（別紙2）※見積書（写し可）等含む。
 - 消費税課税事業者届出書（別紙3）
 - 3月以内に発行された市区町村税の完納証明書の写し
 - 3月以内に発行された法人登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合に限る。）
 - 規約等（申請者が任意団体である場合に限る。）
 - 暴力団の排除に係る誓約書（別紙4）
 - 大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業に係る誓約書（別紙5）
 - その他市長が必要と認める書類

10. 応募の方法

- ① メール、郵送、直接持参
※メールの場合は、補助金交付申請書の申請者名等の下に「担当者名」を追記し、PDF形式で提出してください。（押印不要）
- ② 郵送・持参の場合は、電子データをe-mailにて大分市農政課に送付してください。

11. 提出・問合せ先

大分市農林水産物 農政課 農産品流通担当班

- 所在地：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
- TEL：097-537-7025（直通）
- FAX：097-534-6176
- e-mail：nosei3@city.oita.oita.jp
- 担当：南、田中

12. 募集（事前相談）期間

令和6年4月1日（月）～5月9日（木）

※申請には事前相談が必須です。事前に相談日時をお知らせください。

※事前相談が無い場合は、申請受け付けできません。

13. 書類提出締切

令和6年5月16日（木）17時15分必着

※書類に不備がある場合は受理できませんので、早めの提出をお願いします。

14. 注意事項・その他

- ① 補助金交付要綱、実施要領を必ずご覧のうえ、申請してください。
- ② 申請等に係る一切の費用は、申請者の負担になります。
- ③ 提出された書類は返却しません。
- ④ 事業実施にあたっては、各種法令（食品衛生法、食品表示法等）を遵守してください。
- ⑤ **交付決定後の増額変更は基本的には認められません。**
- ⑥ 8月上旬から後期募集を行います（予定）
催事開催期間 令和6年11月1日（金）～令和7年3月31日（月）
前期募集で採択された事業者も申請可能ですが、同じ内容での申請は補助の対象となりません。